

## 健康福祉局業者指名選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康福祉局が所管する委託及び賃貸借に係る契約事務の公正かつ、的確な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委託及び賃貸借に係る指名業者の選定、プロポーザル方式に関する事項、その他必要な事項を審議するため、業者指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の担当事項)

第3条 委員会は、指名業者の選定及び契約方法の決定を行う。

(組織)

第4条 委員会の委員長・委員の構成及び所掌事務の区分は、次のとおりとする。

| 名称              | 委員長    | 委員                                                                                                         | 所掌事務                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1業者指名<br>選定委員会 | 健康福祉局長 | 総務部長<br>生活保護・自立支援室長<br>地域包括ケア推進室長<br>長寿社会部長<br>障害保健福祉部長<br>保健医療政策部長<br>医療保険部長                              | 1 契約予定金額が 1,000 万円以上の委託に関する指名業者の選定を行うこと（ただし、第6条において関係職員の出席が不要な場合は除く）<br>2 契約予定金額が 1,000 万円以上の賃貸借に関する指名業者の選定を行うこと（ただし、契約予定先に選定の余地がない、2年目以降の土地等の賃貸借契約は除く）                                                              |
| 第2業者指名<br>選定委員会 | 総務部長   | 庶務課長<br>生活保護・自立支援室担当課長<br>〔保護指導〕<br>地域包括ケア推進室担当課長<br>〔ケアシステム〕<br>高齢者事業推進課長<br>障害計画課長<br>保健医療政策課長<br>医療保険課長 | 1 契約予定金額が 200 万円超 1,000 万円未満の委託に関する指名業者の選定を行うこと（ただし、第6条において関係職員の出席が不要な場合は除く）<br>2 契約予定金額が 150 万円超 1,000 万円未満の賃貸借に関する指名業者の選定を行うこと（ただし、契約予定先に選定の余地がない、2年目以降の土地等の賃貸借契約は除く）<br>3 第6条において関係職員の出席が不要とされる委託に関する指名業者の選定を行うこと |

(会議等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 3 委員長が事故その他の理由により職務を遂行できないときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 4 総務部庶務課長は、第1業者指名選定委員会の委員を代理することができる。
- 5 第1業者指名選定委員会の委員は、第2業者指名選定委員会の委員を代理することができる。
- 6 第2業者指名選定委員会委員が所属する部の課長及び庶務課経理係長は、第2業者指名選定委員会の委員を代理することができる。
- 7 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 8 委員長及び各委員は、自所属の案件については、委員会の構成員になることができないものとする。
- 9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第6条 各委員会において関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くものとし、原則として出席者は、第1業者指名選定委員会においては実施主管課長、第2業者指名選定委員会においては実施担当係長とする。ただし、委員長が不要と認める場合又は契約予定金額が200万円以下の特命随意契約による委託に関する指名業者の選定については、関係職員の出席は不要とする。

(業者の選定基準)

第7条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 過去の本市における委託業務に係わる成績の良否
- (4) 他に受託している業務の進捗状況
- (5) 受託業務を遂行するために必要な人員、資材等の保有状況
- (6) 市内、中小業者であること

(庶務)

第8条 委員会の事務局を、総務部庶務課経理係に置く。

(手続)

第9条 実施主管課長は、委託及び賃貸借に係る契約を締結しようとするときは、事前に指名業者の選定について業者選定依頼書(第1号様式)を庶務課長あて提出するものとする。ただし、第6条において関係職員の出席が不要とされる委託に関する指名業者の選定の場合は、200万円以下特命随意契約等委託業者選定依頼書(第4号様式)を庶務課長あて提出するものとする。

- 2 委員長は、委員会開催後、その結果を業者選定通知書(第2号様式)または、200万円以下特命随意契約等委託業者選定通知書(第5号様式)により実施主管課長あて通知するものとする。

(持回り議決)

第10条 緊急の必要により、委員会に諮ることができない場合に限り、持回り議決書（第3号様式）により議決することができる。

(事後承認)

第11条 特命随意契約の理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づく案件で、事前に委員会に諮ることが難しい場合は、事後に委員会の承認を得ることとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、契約事務の取扱いについては、川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）によるものとし、その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。